

令和 6 年度

市 税 の し お り



松 山 市

目 次

1. 松山市勢のあらまし	1 頁
2. 松山市の収入と使いみち	1 頁
3. 税金の種類とあらまし	4 頁
市 民 税	6 頁
(1) 個人市民税	6 頁
(2) 法人市民税	21 頁
固定資産税	22 頁
軽自動車税	34 頁
市たばこ税	37 頁
鉦 産 税	37 頁
特別土地保有税	38 頁
入 湯 税	39 頁
事 業 所 税	40 頁
4. 令和 6 年度 市税の納期一覧表	41 頁
5. 市税を納める方に	44 頁
自主納税について	44 頁
口座振替制度について	44 頁
納税の猶予制度・市税の減免について	44 頁
不服申立について	45 頁
延滞金について	45 頁
6. 市税に関する証明、閲覧	46 頁
7. 窓口案内	47 頁

1. 松山市勢のあらまし

(令和6年4月1日現在)

(1)	人 口	499,326 人	男 234,388 人	女 264,938 人
(2)	世帯数	244,104 世帯	一世帯平均人員	2.05 人
(3)	面 積	429.35 km ²	人口密度	1,163 人/km ²

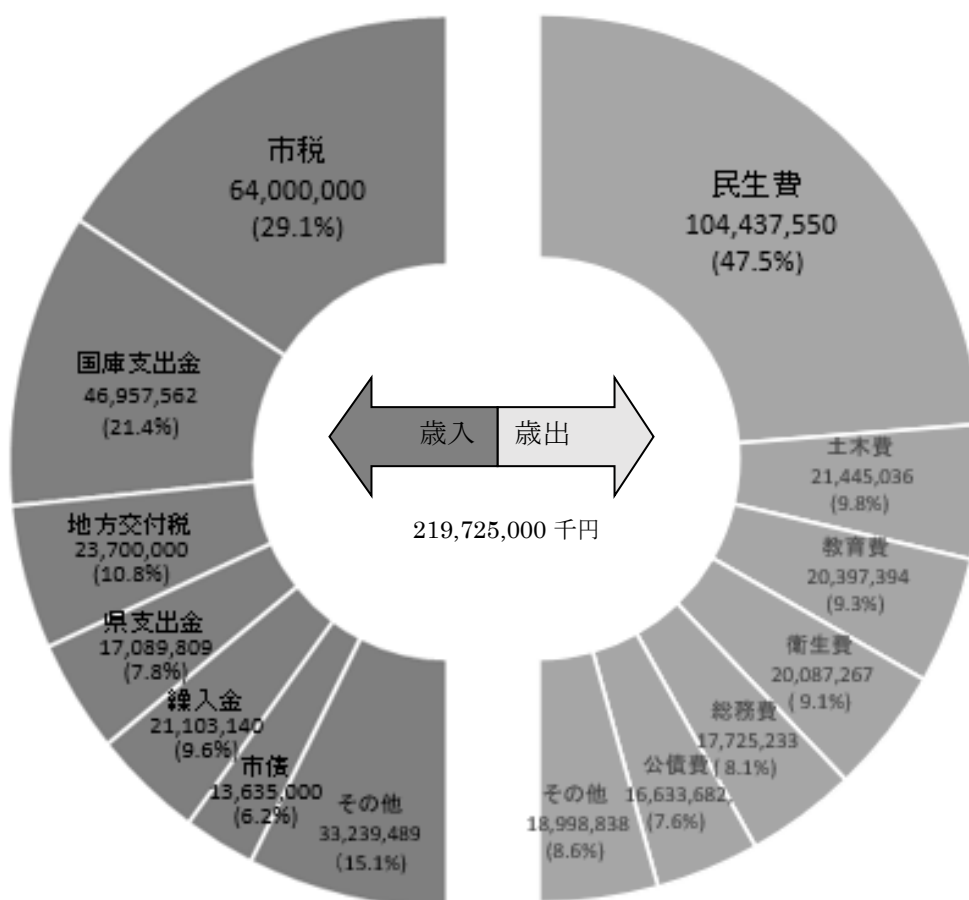
明治22年12月15日、全国で39番目に松山市（市制）となりました。当時は面積5.2km²、人口32,916人の小さな行政区域でした。その後、平成12年4月1日に中核市に移行し、平成17年1月1日に「北条市」・「中島町」と合併し、四国で初めての50万都市となりました。

2. 松山市の収入と使いみち

(1) 松山市全体の収入と支出は次のとおりです。

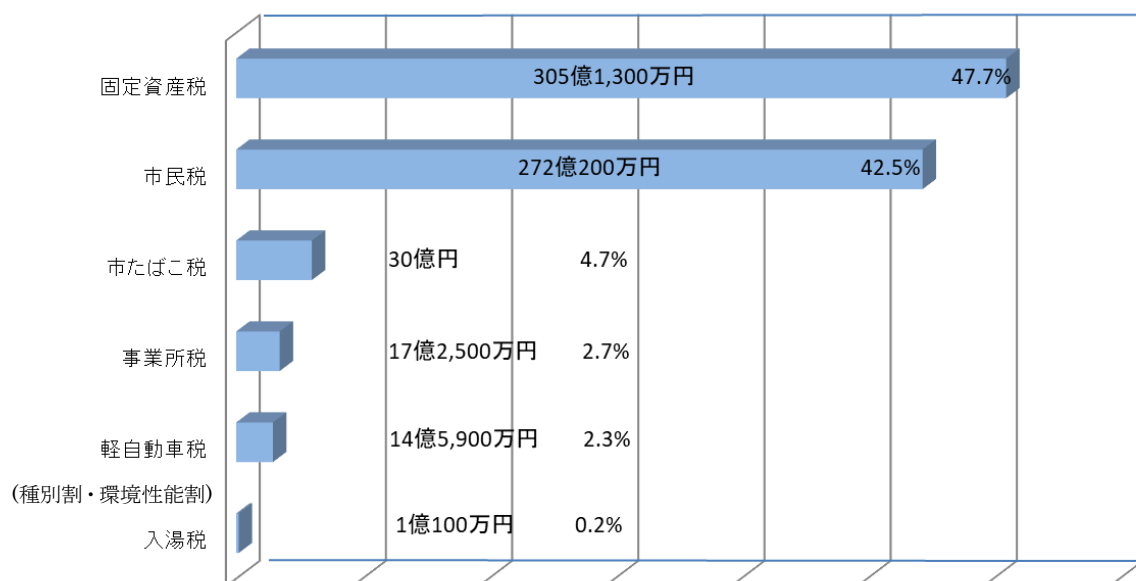
みなさんが納める税金（市税）は松山市全体の収入のうち約30%を占めており、市税が市の行政に重要な役割を果たしていることが理解できます。

(令和6年度一般会計当初予算より)
単位 千円
() %



(2) 松山市の市税収入は、次のとおりです。

(令和 6 年度当初予算)



市民税と固定資産税は、市税全体の 90 パーセント以上を占めていることから、松山市の税金の中でも「二本の柱」といえます。

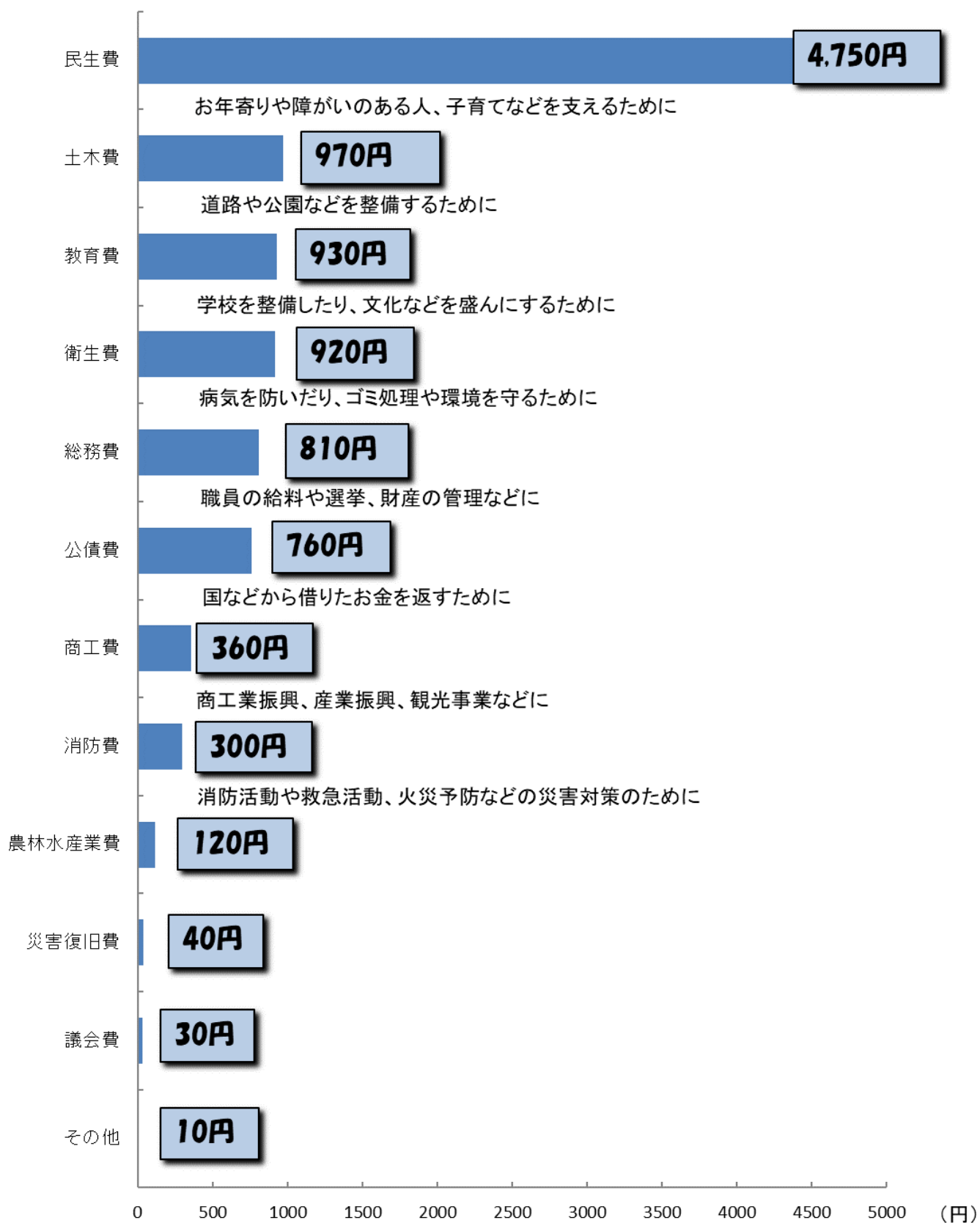
(3) みなさんに納めていただいている市税を 1 人当たり、1 世帯当たりで計算して年度別に比較してみると、次のようになります。

(各年度決算) (単位：円)

年度	区分	市民 1 人当たり負担税額	1 世帯当たり負担税額
平成 15		120,624	285,913
平成 16		113,194	267,490
平成 17		120,446	284,458
平成 18		123,744	290,176
平成 19		132,514	307,350
平成 20		132,140	303,445
平成 21		127,694	290,606
平成 22		127,358	287,190
平成 23		129,284	294,679
平成 24		128,688	290,851
平成 25		129,758	290,446
平成 26		132,714	294,521
平成 27		131,531	292,529
平成 28		133,315	293,987
平成 29		134,816	294,602
平成 30		136,282	295,168
令和元		138,446	296,807
令和 2		136,870	290,261
令和 3		137,798	289,552
令和 4		139,892	289,218

(4) みなさんが市税を 10,000 円納めたとなると次のような事業に使われます。

(令和 6 年度当初予算)



3. 税金の種類とあらまし

税金とは

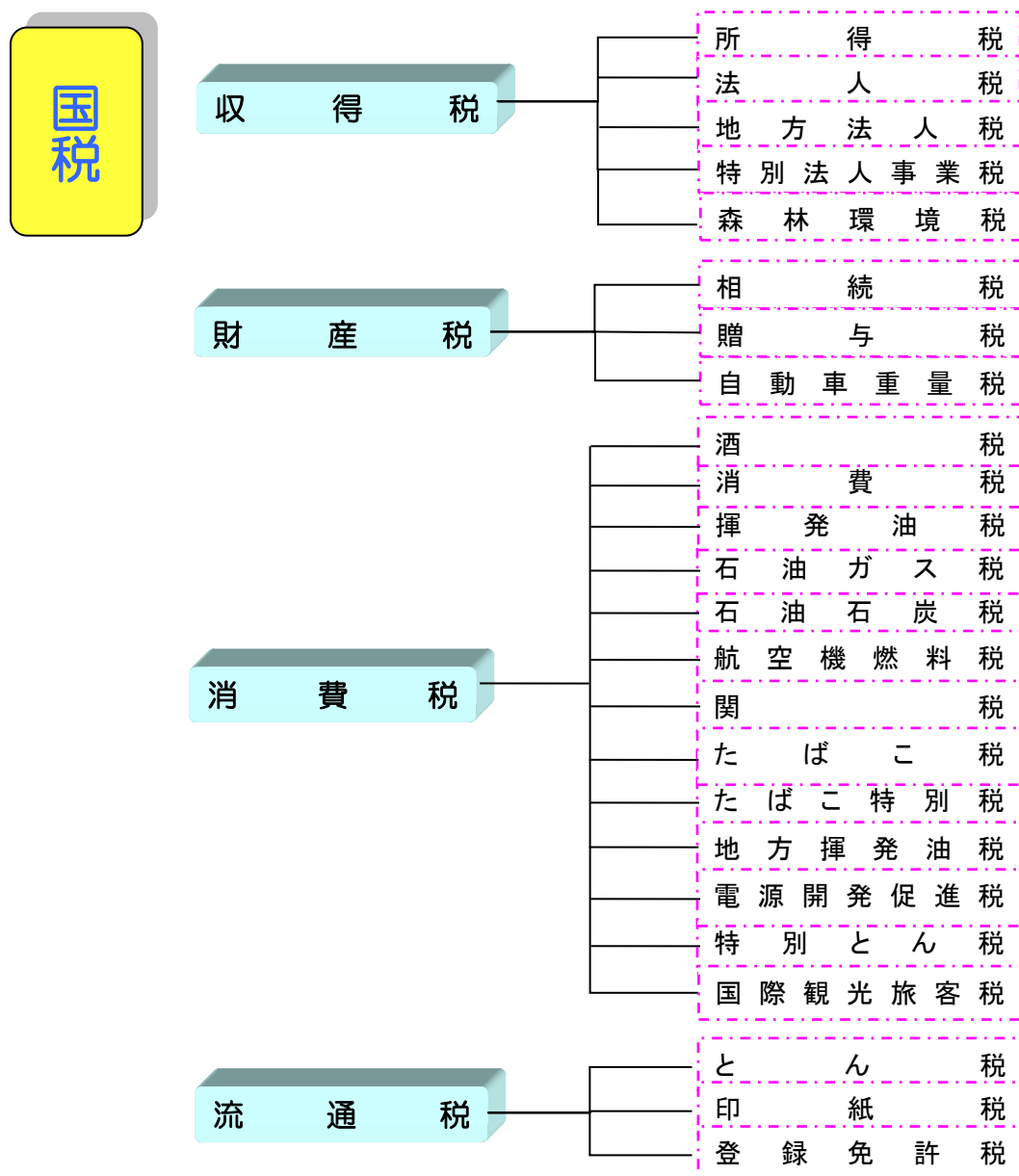
国、都道府県、市町村は、社会全体の発展と国民生活の安定向上を図るため、いろいろな仕事をしていますが、このような仕事に必要な経費をまかなうために、国民に負担を求めているのが税金です。

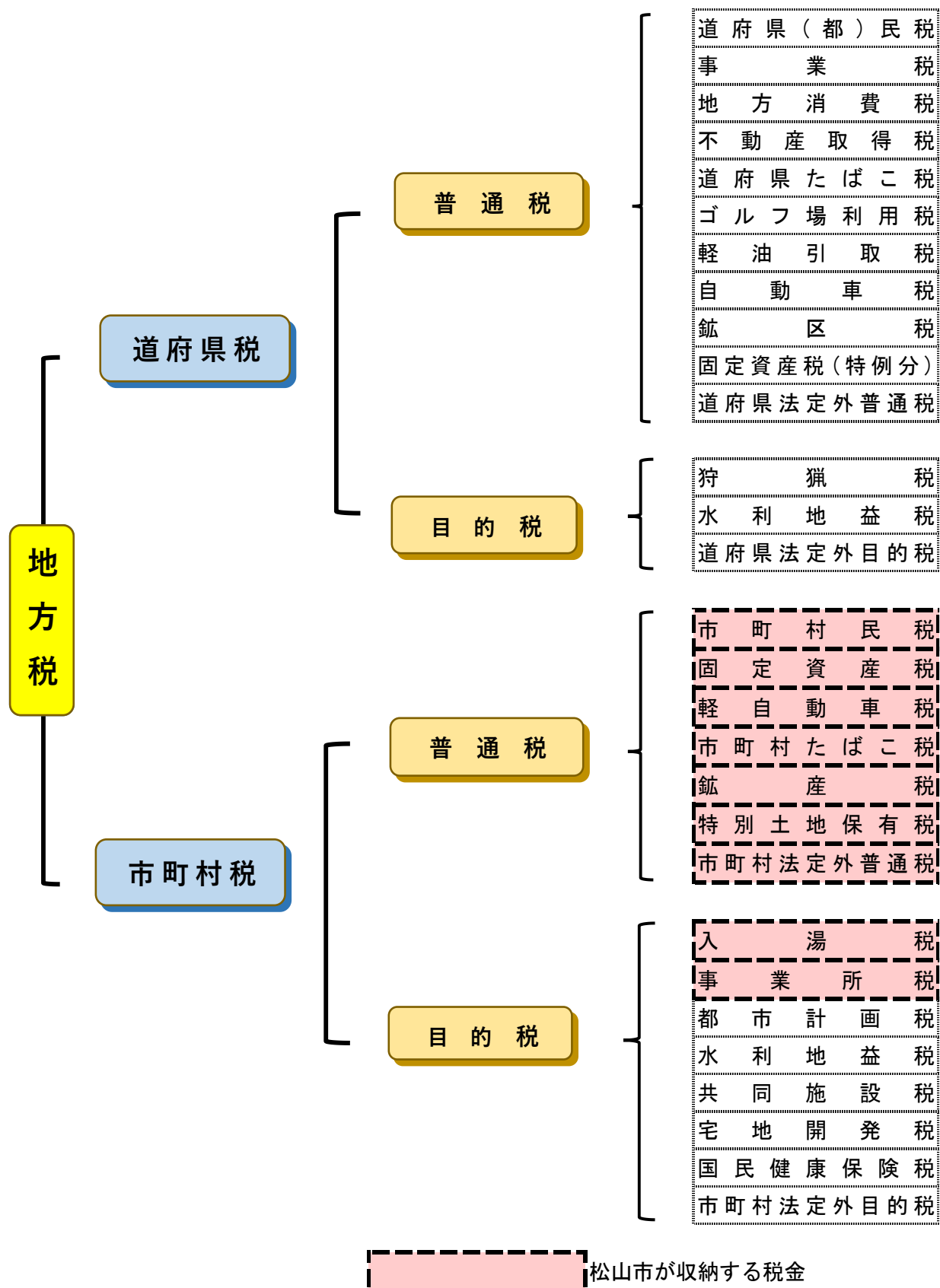
松山市の税金の種類とあらまし

「普通税」には7税目があり、一般的な経費にあてられます。なお、「鉱産税」は、現在松山市には鉱業者がいないため収入がありません。また、「特別土地保有税」は、平成15年度の税制改正により、平成15年度以降、課税していません。

松山市には「目的税」として、入湯税、事業所税があり、特定の目的・事業に要する経費にあてられます。

なお、法定外普通税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税（松山市は国民健康保険料です。）、法定外目的税は採用していません。





市 民 税

松山市に住んでいたたり、松山市で事業を営んでいると、市のいろいろなサービスを受けることになります。これらに要する経費を広く市民のみなさんに負担していただくものが市民税です。市民税には**個人市民税**と会社等が納める**法人市民税**があります。

(1) 個人市民税

納税義務者

- イ. 1月1日（賦課期日）現在松山市に住んでいた人→均等割と所得割
- ロ. 1月1日現在松山市に住んでいなくても松山市に事務所、事業所または家屋敷をもっていた人→均等割のみ

このように松山市に住んでいて、前年に所得があった人は、個人の市民税を県民税・森林環境税（国税）と併せて納めなくてはなりません。

非課税者

- イ. 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ロ. 寡婦・ひとり親、障がい者、未成年者（平成18年1月3日以降に生まれた人）で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ハ. 前年中の合計所得金額が、本人、同一生計配偶者および扶養親族の数に31万5千円を掛けた金額（ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額に18万9千円を加算した金額）に10万円を加算した金額以下の人

【非課税になる場合の収入の目安】※給与・公的年金以外にも所得がある方は必ずしも下記の表のとおりではありません。

(例) 給与収入のみのとき

区分	非課税限度額
単 身	965,000 円
夫 婦	1,469,000 円
夫婦・子1人	1,879,999 円
夫婦・子2人	2,327,999 円

公的年金収入のみのとき

区分		非課税限度額
単身	65 歳未満	1, 015, 000 円
	65 歳以上	1, 515, 000 円
夫婦	65 歳未満	1, 592, 001 円
	65 歳以上	2, 019, 000 円

- ニ. 所得割の非課税については、前年中の総所得金額等が、本人、同一生計配偶者および扶養親族の数に35万円を掛けた金額（ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合にはその金額に32万円を加算した金額）に10万円を加算した金額以下の人

所得の種類と計算のあらまし

1. 利子所得 収入金額＝所得金額
2. 配当所得 収入金額－元本を取得するために要した負債の利子＝所得金額
※上場株式等の配当については、申告不要（特別徴収で完結）・申告分離課税・総合課税を選択できます。なお、令和6年度から、所得税と異なる課税方式は選択できなくなりました。
3. 不動産所得 収入金額－必要経費＝所得金額
4. 事業所得 収入金額－必要経費＝所得金額
5. 給与所得 収入金額－給与所得控除額＝所得金額

給与所得の速算表

給与収入金額の合計(a) (単位：円)	給与所得の金額 (1円未満の端数切捨て)	
～ 550,999	0円	
551,000～1,618,999	(a)－550,000円	
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999	(a)÷4＝(b) ※(b)は千円未満 の端数を切り捨て	(b)×2.4＋100,000円
1,800,000～3,599,999		(b)×2.8－80,000円
3,600,000～6,599,999		(b)×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999	(a)×0.9－1,100,000円	
8,500,000～	(a)－1,950,000円	

6. 退職所得

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{所得金額}$$

※他の所得と分離して、税金を算出します。退職所得控除額、計算方法は18ページを参照。

7. 山林所得

収入金額－植林費などの経費－特別控除額＝所得金額

特別控除額は50万円、ただし所得金額が50万円に満たないときはその額。

8. 譲渡所得

収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝所得金額（長期譲渡所得の課

税される所得は $\frac{1}{2}$ ）

特別控除額は50万円、ただし所得金額が50万円に満たないときはその額。

※土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して、税金を算出します。上場株式等の譲渡については、申告不要（特別徴収で完結）・申告分離課税を選択できます。

なお、令和6年度から、所得税と異なる課税方式は選択できなくなりました。

譲渡所得の特例については19、20ページを参照。

9. 一時所得

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} = \text{所得金額} \quad \left(\text{課税される所得は} \frac{1}{2} \right)$$

特別控除額は50万円、ただし所得金額が50万円に満たないときはその額。

10. 雑所得

① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等に係る雑所得金額

② 公的年金等以外の収入金額－必要経費＝公的年金等以外の雑所得金額

公的年金等に係る雑所得の速算表

65歳未満・・・昭和34年1月2日以後に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計額 (c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)		
	公的年金雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	(c) - 60万円	(c) - 50万円	(c) - 40万円
130万円以上410万円未満	(c) × 75% - 27万5千円	(c) × 75% - 17万5千円	(c) × 75% - 7万5千円
410万円以上770万円未満	(c) × 85% - 68万5千円	(c) × 85% - 58万5千円	(c) × 85% - 48万5千円
770万円以上1,000万円未満	(c) × 95% - 145万5千円	(c) × 95% - 135万5千円	(c) × 95% - 125万5千円
1,000万円以上	(c) - 195万5千円	(c) - 185万5千円	(c) - 175万5千円

65歳以上・・・昭和34年1月1日以前に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計額 (c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)		
	公的年金雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	(c) - 110万円	(c) - 100万円	(c) - 90万円
330万円以上410万円未満	(c) × 75% - 27万5千円	(c) × 75% - 17万5千円	(c) × 75% - 7万5千円
410万円以上770万円未満	(c) × 85% - 68万5千円	(c) × 85% - 58万5千円	(c) × 85% - 48万5千円
770万円以上1,000万円未満	(c) × 95% - 145万5千円	(c) × 95% - 135万5千円	(c) × 95% - 125万5千円
1,000万円以上	(c) - 195万5千円	(c) - 185万5千円	(c) - 175万5千円

【所得金額調整控除】

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、下記ア～ウのいずれかに該当する場合

ア. 特別障がい者に該当する

イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ. 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与収入金額 ※ 1 - 850 万円) × 10%

※1 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計金額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除 = (給与所得金額 ※ 2 + 公的年金等の雑所得の金額 ※ 2) - 10 万円

※2 10 万円を超える場合は 10 万円

所得控除の種類と控除額(総所得金額から差し引くもの)

種 類	要 件	控 除 額	
雑 損 控 除	前年中に震災、風水害、火災その他災害又は盗難、横領等による資産の損失（たな卸資産は除く）	次のいずれか多い金額が控除額になります。 (1) (損害金額－保険金などで補てんされる金額)－〔総所得金額等の合計額×10%〕 (2) [(損害金額－保険金などで補てんされる金額)のうち災害関連支出の金額]－5万円	
医 療 費 控 除	前年中に本人および生計を一にする配偶者、その他の親族の①医療費か②セルフメディケーション税制対象医薬品費として支払った費用 ※①、②いずれか一方のみ適用	①(医療費)－(保険金などで補てんされる金額)－〔(総所得金額等の合計額×5%)または10万円のいずれか低い額〕＜限度額200万円＞ ②(セルフメディケーション税制対象医薬品費)－1.2万円＜限度額8.8万円＞	
社会保険料控除	前年中に本人および生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払ったもの（たとえば健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、公務員共済組合掛金等）	支払った額の全額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金	支払った額の全額	
生 命 保 険 料 控 除	①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等で支払った保険料だけの場合 ・新生命保険料 ・介護医療保険料 ・新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払保険料等の全額
		12,000円を超え32,000円以下	支払保険料等×0.5+6,000円
		32,000円を超え56,000円以下	支払保険料等×0.25+14,000円
		56,000円を超える場合	28,000円（限度額）
		支払った保険料に新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料が複数ある場合	支払った新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料のそれぞれから①の計算式により求めた控除額の合計金額（最高限度額 70,000円）
	②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等で支払った保険料だけの場合 ・旧生命保険料 ・旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払保険料等の全額
		15,000円を超え40,000円以下	支払保険料等×0.5+7,500円
		40,000円を超え70,000円以下	支払保険料等×0.25+17,500円
		70,000円を超える場合	35,000円（限度額）
		支払った保険料に旧生命保険料と旧個人年金保険料の両方がある場合	(支払った旧生命保険料から②の計算式により求めた控除額)＋(支払った旧個人年金保険料から②の計算式により求めた控除額)（最高限度額 70,000円）
	③平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等の両方に支払った保険料がある場合		それぞれの支払った保険料から①と②の計算式により求めた控除額の合計金額 28,000円（限度額）
地 震 保 険 料 控 除	①地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金等が支払われる損害保険契約等である場合	50,000円以下	支払った保険料の2分の1
		50,000円超	一律に25,000円
	②平成18年12月31日までに締結し以降契約等の変更をしていない長期損害保険料を支払った場合	5,000円以下の場合	支払った損害保険料の全額
		5,000円を超え15,000円以下	$\left[\text{支払った損害保険料の金額の合計額} \right] \times \frac{1}{2} + 2,500\text{円}$
		15,000円を超える場合	10,000円
	③ ①と②がある場合	①と②で求めた控除額の合計額	その合計額
		25,000円以下 25,000円超	一律に25,000円

種 類	要 件		控 除 額		
障害者控除	本人が障がい者である場合、又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障がい者がいる場合		(1人につき) 障害者 260,000円 特別障害者(重度の障がい) 300,000円 同居特別障害者 530,000円		
寡 婦 控 除	本人が (1)夫と離婚した後婚姻していない人で子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人で、合計所得金額が500万円以下の場合		260,000円		
ひ と り 親 除 控	本人の婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合		300,000円		
勤 労 学 生 除 控	大学、高校、中学の学生、生徒又は専修学校や各種学校の生徒及び認定職業訓練生で一定の要件に該当する人で前年中の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合		260,000円		
配偶者控除	前年（12月31日）に同一生計にある妻又は夫で前年の合計所得金額が48万円以下の人 ※ただし、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除の適用はありません。	配偶者が年齢70歳未満（昭和29年1月2日以降に生まれた人）	(納税義務者の合計所得金額)		—
			900万円以下の場合		330,000円
			900万円を超え 950万円以下		220,000円
			950万円を超え 1,000万円以下		110,000円
		配偶者が年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	(納税義務者の合計所得金額)		—
			900万円以下の場合		380,000円
			900万円を超え 950万円以下		260,000円
			950万円を超え 1,000万円以下		130,000円
配偶者特別控除	前年（12月31日）に同一生計にある妻又は夫で前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人 ※ただし、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除の適用はありません。	(配偶者の合計所得金額)		(納税義務者の合計所得金額)	
				900万円以下の場合	900万円を超え 950万円以下の場合
		48万円超～100万円以下の場合		330,000円	220,000円
		100万円超～105万円以下の場合		310,000円	210,000円
		105万円超～110万円以下の場合		260,000円	180,000円
		110万円超～115万円以下の場合		210,000円	140,000円
		115万円超～120万円以下の場合		160,000円	110,000円
		120万円超～125万円以下の場合		110,000円	80,000円
		125万円超～130万円以下の場合		60,000円	40,000円
		130万円超～133万円以下の場合		30,000円	20,000円
				10,000円	

種 類	要 件	控 除 額
扶養控除	前年(12月31日現在)に同一生計にある親族で前年の合計所得金額が48万円以下の人	扶養親族 1人につき330,000円 特定扶養親族 (H13.1.2～H17.1.1生まれの人) 450,000円 老人扶養親族(70歳以上) 380,000円 同居老親等扶養親族 (70歳以上で同居の直系尊属) 450,000円 年少扶養親族 (H20.1.2以後に生まれた人) 0円
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	430,000円
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円
	2,500万円超	適用なし

均等割の税率

平成 26 年度より東日本大震災を教訓とする防災のための財源として、均等割額に 1 人年額 1,000 円（市民税 500 円、県民税 500 円）が加算されていましたが、この臨時的措置は令和 5 年度で終了となりました。

均等割額	平成 26 年度から令和 5 年度まで	令和 6 年度
市民税	3,500 円	3,000 円
県民税	2,200 円	1,700 円
合計	5,700 円	4,700 円

森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和 6 年度から個人市・県民税均等割の枠組みを用いて、1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することとされ、その全額が森林環境譲与税として国から市区町村や都道府県に譲与されます。

所得割の税率

総所得金額より各種所得控除額を差し引いた残額が課税標準額となり、課税標準額に市民税（6%）、県民税（4%）を乗じて所得割額を算出します。

税額控除(市民税、県民税の所得割額から差し引くもの)

① 配当控除

種 類		課税所得金額等		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券 投資信託等	外貨建証券 投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券 投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

② 外国税額控除

納税者が外国に源泉のある所得について、その国の法令により所得税や住民税に相当する税金を課されたときには、一定の方法により、その外国税額が住民税所得割額から差し引かれます。

③ 調整控除（平成 19 年度から）

所得税と市県民税の人的控除額の差額に基因する負担増を調整するため創設されました。所得割額から次の額を減額することとなります。

1. 市県民税の課税所得金額が 200 万円以下の人

イ. 所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額
ロ. 市県民税の課税所得金額

} イ、ロのいずれか小さい額の 5%

2. 市県民税の課税所得金額が 200 万円超の人

{所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額－(市県民税の課税所得金額－200 万円))の 5%

*2,500 円未満の場合は 2,500 円

※合計所得金額が 2,500 万円超の人は調整控除の適用はありません（令和 3 年度から）。

④ 配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

平成 16 年 1 月 1 日以後に取り引きされた、特定株式の配当所得や源泉徴収を選択している特定株式等譲渡所得からは、配当割や株式等譲渡所得割が特別徴収され、原則として申告不要とされました。しかし、これらの所得を申告した場合は、総所得として合算され算出された所得割額から特別徴収された税額を差し引くこととなります。

⑤ 市県民税における住宅借入金等特別控除

平成 21 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居した人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある人が対象となり、以下の金額が市県民税所得割額から減額されます。

市県民税の住宅ローン控除限度額

入居した年月	平成 21 年 1 月から 平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月から 令和 3 年 12 月まで (注 1)	令和 4 年 1 月から 令和 7 年 12 月まで (注 2) (注 3)
控除限度額	A×5% (最高額 97,500 円)	A×7% (最高額 136,500 円)	A×5% (最高額 97,500 円)

※表中の A は所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

※住宅ローン控除の額は、上の表で求めた限度額と所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額のいずれか小さい額です。

(注 1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% である場合に限りま。

(注 2) 令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10% かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(注 1) の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。

(注 3) 令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

なお、控除期間については、認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間、既存住宅の取得または住宅の増改築等については令和4年から令和7年に入居した場合は10年間となります。

⑥ 寄附金控除

1. 地方公共団体に対する寄附金控除（ふるさと納税）

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育ったふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点などから、地方公共団体に対する寄附金税制が見直され、対象となる寄附金のうち2千円を超える部分については、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除される制度です。

控除の対象となる人及び控除対象となる地方公共団体の範囲

市県民税の納税義務者が対象となり、出生地や過去の居住地に限らず、総務大臣が指定した都道府県又は市区町村を寄附先として選択できます。

[ふるさと納税制度の見直し]

総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特例控除）」の対象として指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。

この改正によって、令和元年6月1日から、指定を受けていない地方団体に対する寄附金は特例控除の対象外となります。

控除方式

税額控除方式

寄附金控除の対象額

[次の（１）と（２）のいずれか少ない金額]－[2千円]＝[寄附金控除対象額]

- （１）寄附金の合計額（地方公共団体以外への寄附金も含めます。）
- （２）総所得金額の30%

税額控除額の計算方法

次の（１）と（２）の合計額を市県民税所得割から税額控除します。

- （１）[寄附金控除対象額]×10%
 - （２）[地方公共団体への寄附金控除対象額]×(90%－0～45.945%)
- ※0～45.945%は寄附者に適用される市県民税計算上の所得税の限界税率です。
※（２）の額については、市県民税所得割額の2割を限度とします。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税をする際に特例申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み。

この特例の適用者は、確定申告が不要となり、確定申告をした場合と同額の控除が市県民税から全額控除されます。（※寄附先団体に特例申請書の提出が必要。）

2. 地方公共団体以外に対する寄附金控除

- （１）住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄附金、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金
- （２）控除方式は税額控除方式
- （３）控除対象限度額は総所得金額の30%
- （４）適用下限額は2千円を超える部分の金額

【市県民税における寄附金控除のしくみ】

控除方式		税額から控除する税額控除方式
寄附金控除の適用下限額		2 千円
控除額	基本控除※ 1	「寄附金－2 千円」×10%を税額控除
	特例控除※ 2 (ふるさと納税)	(寄附金－2 千円) × {90%－(0～45.945%) 所得税の限界税率※ 3} を税額控除 ただし特例控除は市県民税所得割の 2 割が限度
寄附金控除対象限度額		総所得金額等の 30%

※ 1 基本控除とは、地方税法に規定される寄附金すべてに適用される寄附金控除です。

※ 2 特例控除とは、地方公共団体に寄附した場合のみ適用される寄附金控除の加算額です。
ふるさと納税ワンストップ特例の適用者は、さらに申告特例控除が加算されます。
(令和元年 6 月 1 日以降に支出される寄附金について、特例控除及び申告特例控除が適用されるのは、総務大臣が指定した地方公共団体への寄附金に限られる。)

※ 3 所得税の限界税率とは、寄附者に適用される所得税（復興所得税を含む。）の最も高い税率です。

⑦ 調整額

$$35\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{同一生計配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right. \text{人} \Bigg\} + 10\text{万円} + 32\text{万円} - (\text{総所得金額等} - \text{算出税額}) = \text{調整額}$$

定額減税 ※令和 6 年度のみ

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和 6 年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

対象者

前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円

※ 1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※ 2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年 12 月 31 日の現況によります。

※ 3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和 7 年度分の個人住民税において 1 万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和 6 年度分）

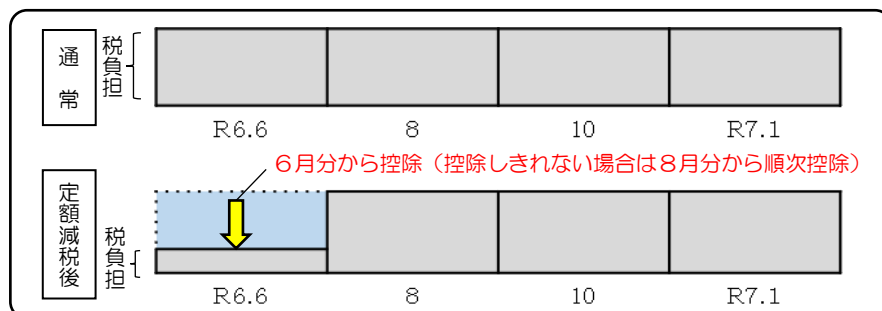
○給与所得に係る特別徴収の場合

令和 6 年 6 月分は徴収されず、定額減税「後」の年税額を令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分の 11 か月で均されます。



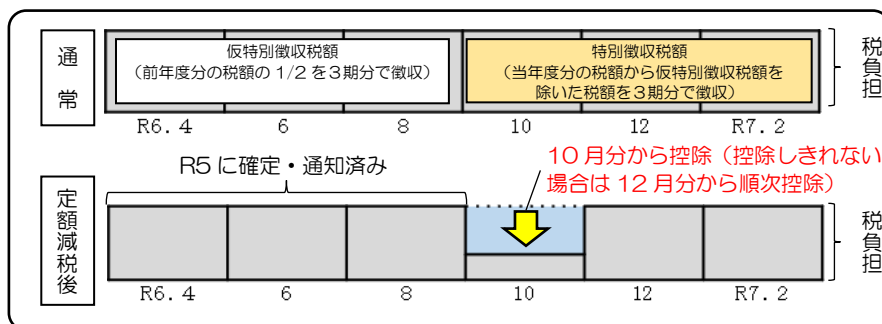
○普通徴収の場合

定額減税「前」の年税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。



○公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

定額減税「前」の年税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。（仮徴収税額からは控除されません。）



* 令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分および8月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

※定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

市・県民税の計算例

市県民税（市民税と県民税）は次のように算出します。

イ．均等割・・・年額 4,700 円〔市民税 3,000・県民税 1,700 円（県の森林環境税 700 円を含む）〕

ロ．所得割

$$\frac{\text{課税標準額}}{\left\{ \begin{array}{l} \text{前年（1月1日～12月31日）の所得に} \\ \text{ついて算出した総所得金額等の合計額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right\}} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

ハ．市民税・県民税の1年間の税金は

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{イ. 市民税} \\ \hline \text{イ. 県民税} \end{array} \text{の均等割額} + \begin{array}{|c|} \hline \text{ロ. 市民税} \\ \hline \text{ロ. 県民税} \end{array} \text{の所得割額}$$

※令和6年度より、均等割と併せて森林環境税（国税）1,000 円が課税されます。

(1) 事業経営者（本人 45 歳）の設例

妻（45 歳）と子ども 3 人（12、17、19 歳）の家族、青色申告者で妻は専従者で、専従者給与 86 万円となっている。1 年間（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）の事業収入が 750 万円、必要経費 300 万円、社会保険料 60 万円、旧生命保険料支払額 10 万円（個人年金・介護医療保険料なし）、地震保険料支払額 5,000 円の場合

$$\begin{aligned} &750 \text{ 万円（事業収入）} - \{300 \text{ 万円（必要経費）} + 86 \text{ 万円（専従者給与）} \\ &\quad + 10 \text{ 万円（青色申告特別控除）}\} = 354 \text{ 万円（総所得金額）} \\ &354 \text{ 万円（総所得金額）} - \{60 \text{ 万円（社会保険料）} + 35,000 \text{ 円（生命保険料）} \\ &\quad + 2,500 \text{ 円（地震保険料）} + 78 \text{ 万円（扶養控除）} + 43 \text{ 万円（基礎控除）}\} \\ &= 1,692,000 \text{ 円（課税標準額）（千円未満の端数は切り捨てる）} \end{aligned}$$

$$1,692,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 0.06 \text{（市の税率）} = 101,520 \text{ 円（市民税の所得割額）}$$

$$1,692,000 \text{ 円（課税標準額）} \times 0.04 \text{（県の税率）} = 67,680 \text{ 円（県民税の所得割額）}$$

所得税との人的控除の差に基づく負担増の減額措置により

$$\text{人的控除額の差の合計額} = 23 \text{ 万円（扶養控除）} + 5 \text{ 万円（基礎控除）} = 28 \text{ 万円}$$

$$\text{調整控除額は、市）} 28 \text{ 万円} \times 3\% = 8,400 \text{ 円}$$

$$\text{県）} 28 \text{ 万円} \times 2\% = 5,600 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 年間の市・県民税額} \cdots \cdots \text{市）} + \text{県）} = 159,800 \text{ 円}$$

$$\text{市）} 101,520 - 8,400 + 3,000 \text{（均等割）} = 96,100 \text{ 円（100 円未満切捨て）}$$

$$\text{県）} 67,680 - 5,600 + 1,700 \text{（均等割）} = 63,700 \text{ 円（100 円未満切捨て）}$$

市・県民税額の納付は国の森林環境税（1,000 円）と併せて下記のとおりとなります。

年税額	1 期（6 月）	2 期（8 月）	3 期（10 月）	4 期（翌年 1 月）
160,800 円	40,800 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円

ただし、令和 6 年度は、定額減税の実施により下記のとおりとなります。

定額減税額 40,000 円〔10,000 円×4 人（本人+扶養人数）〕

年税額	1 期（6 月）	2 期（8 月）	3 期（10 月）	4 期（翌年 1 月）
120,800 円	800 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円

(2) 給与所得者（本人 45 歳）の設例

妻（38 歳）と子ども 2 人（12、17 歳）の家族、1 年間（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）の給与収入額 500 万円、社会保険料 50 万円、旧生命保険料支払額 10 万円（個人年金・介護医療保険料なし）、地震保険料支払額 5,000 円、旧長期損害保険料支払額 2 万円の場合

5,000,000 円（総支給額）－1,440,000 円（給与所得控除額）＝3,560,000 円（総所得金額）
3,560,000 円（総所得金額）－{50 万円（社会保険料）＋35,000 円（生命保険料）
＋12,500 円（地震保険料）＋33 万円（配偶者控除）＋33 万円（扶養控除）＋43 万円（基礎控除）}
＝1,922,000 円（課税標準額）（千円未満の端数は切り捨てる）

1,922,000 円（課税標準額）×0.06（市の税率）＝115,320 円（市民税の所得割額）

1,922,000 円（課税標準額）×0.04（県の税率）＝76,880 円（県民税の所得割額）

所得税との人的控除の差に基づく負担増の減額措置により

人的控除額の差の合計額＝10 万円（配偶者・扶養控除）＋5 万円（基礎控除）＝15 万円

調整控除額は、市）15 万円×3％＝4,500 円

県）15 万円×2％＝3,000 円

1 年間の市・県民税額……市）＋県）＝189,300 円

市）115,320－4,500＋3,000（均等割）＝113,800 円（100 円未満切捨て）

県）76,880－3,000＋1,700（均等割）＝75,500 円（100 円未満切捨て）

国の森林環境税（1,000 円）と併せた年税額 190,300 円が、6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて毎月給料から差し引かれます。

年税額	6 月	7 月～翌年 5 月
190,300 円	16,500 円	15,800 円

ただし、令和 6 年度には、定額減税の実施により下記のとおりとなります。

定額減税額 40,000 円〔10,000 円×4 人（本人＋扶養人数）〕

年税額	6 月	7 月	8 月～翌年 5 月
150,300 円	0 円	14,300 円	13,600 円

退職所得に対する住民税(市民税と県民税)

個人の住民税は、納税義務者の前年中の所得を課税標準としてその翌年に課税する前年所得課税としていますが、退職所得に対しては、原則として他の所得と分離して退職手当等の支払われる際に住民税を徴収する現年分離課税とされています。

したがって、退職手当等に対する住民税の税額の計算及び徴収も、退職手当等の支払者(特別徴収義務者)が行い、これを市に申告納入することとされています。

●退職所得控除額

勤続年数	控除される金額
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 (80 万に満たないときは 80 万)
20 年を超える場合	800 万円+70 万円 × (勤続年数-20 年)

※障がい者になったことにより退職した場合は、左記により算出された額に 100 万円を加算する。

退職所得にかかる住民税の計算方法は次のとおりです。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率 (市民税 6\%, 県民税 4\%)} = \text{税額}$$

※退職所得の金額の計算は、退職金から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とされていますが、**勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、この 2 分の 1 を乗じる措置が適用されません。**また、役員等以外で、退職金から退職所得控除額を差し引いた金額のうち 300 万円を超える部分についても、2 分の 1 を乗じる措置が適用されません。

◎退職者の設例

勤続 35 年のサラリーマンが退職し、2,800 万円の退職金をもらった場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (35 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,850 \text{ 万円 (退職所得控除額)}$$

$$(2,800 \text{ 万円} - 1,850 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 475 \text{ 万円 (退職所得の金額)}$$

$$475 \text{ 万円} \times 0.06 = \underline{285,000 \text{ 円}} \rightarrow \text{市民税額}$$

$$475 \text{ 万円} \times 0.04 = \underline{190,000 \text{ 円}} \rightarrow \text{県民税額}$$

$$285,000 \text{ 円} + 190,000 \text{ 円} = 475,000 \text{ 円}$$

退職金から天引きされる税額

譲渡所得の特例

(1) 長期譲渡所得の特例

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等を譲渡した場合の計算方法は次のとおりです。

イ. 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5.0%（市民税 3.0%, 県民税 2.0%）＝所得割額

ロ. 優良住宅等に係る長期譲渡所得

① 課税長期譲渡所得が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4.0%（市民税 2.4%, 県民税 1.6%）＝所得割額

② 課税長期譲渡所得が2,000万円を超える場合

80万円（市民税 48万円, 県民税 32万円）＋（課税長期譲渡所得金額－2,000万円）×5.0%（市民税 3.0%, 県民税 2.0%）＝所得割額

ハ. 居住用財産の譲渡所得（所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合）

① 課税長期譲渡所得が6,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4.0%（市民税 2.4%, 県民税 1.6%）＝所得割額

② 課税長期譲渡所得が6,000万円を超える場合

240万円（市民税 144万円, 県民税 96万円）＋（課税長期譲渡所得金額－6,000万円）×5.0%（市民税 3.0%, 県民税 2.0%）＝所得割額

二. 税 率

長 期 譲 渡 所 得 の 区 分	市民税	県民税	所得税
一般の課税長期譲渡所得	3.0%	2.0%	15%
優良住宅地等の課税長期譲渡所得金額の2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
優良住宅地等の課税長期譲渡所得金額の2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	15%
居住用財産の課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
居住用財産の課税長期譲渡所得金額の6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	15%

ホ. 特別控除額は次のとおりです。

- ① 収用対象事業のために資産を譲渡した場合 5,000万円控除
- ② 自分が住んでいる家屋やその敷地等を譲渡した場合 3,000万円控除
- ③ 国、地方公共団体等が行う土地区画整理事業のために
土地等を譲渡した場合 2,000万円控除
- ④ 地方公共団体等の行う特定住宅地造成事業等のために
土地等を譲渡した場合 1,500万円控除
- ⑤ 平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した
土地等で、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合 ... 1,000万円控除
- ⑥ 農業振興地域内の農地で農地保有の合理化のために
譲渡した場合 800万円控除

- ⑦ 低未利用土地等で、所有期間が5年を超えるものを
利用のために譲渡した場合 …………… 100万円控除

(2) 短期譲渡所得の特例

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地、建物等を譲渡した場合は次のイの税率を適用し、ロの算式により求められた税額が課税されます。

イ. 税率

一般の 課税短期 譲渡所得	市民税	県民税	所得税
	5.4%	3.6%	30%

ロ. 算式

$$\{[短期譲渡所得の収入金額] - [必要経費] - [特別控除額]\} \\ \times \text{税率} 9\% (\text{市民税 } 5.4\%, \text{ 県民税 } 3.6\%) = \text{所得割額}$$

(3) 株式等（株式、転換社債等）の譲渡による所得の分離課税

株式等（株式、転換社債等）の譲渡による所得の税率は、上場株式等の譲渡及び一般株式等の譲渡ともに、市民税3%、県民税2%。

(4) 先物取引に係る事業所得等の分離課税

先物取引により事業所得等が生じた場合は、他の所得と分離して市民税3%、県民税2%の税率により申告を通じて課税されます。

市県民税の申告

給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている人や、税務署へ所得税について確定申告書を提出した人は必要ありませんが、これ以外の人で前年に所得があった人は、毎年3月15日までに市民税課へ忘れずに申告書を提出してください。

市民税を納める方法

市民税は県民税・森林環境税と併せて市が発行する納税通知書により6月、8月、10月、翌年1月の各月末日までに4回に分けて納めていただきます。サラリーマンの方は給与支払者が6月から翌年の5月まで12回に分けて毎月給料から差し引き翌月の10日までに市へ納入されます。

ただし、年税額が均等割額および均等割額に相当する金額以下である場合は、普通徴収においては第1期に、特別徴収においては6月に全額徴収されることになっています。

また、65歳以上の公的年金の受給者で、年金に係る市県民税額があり、かつ、一定の要件に該当する人は、4月～翌年2月までの6回に分けて支給される年金から特別徴収（天引き）により納めていただきます。なお、天引き初年度は6月・8月分を納税通知書にて、10月分以降を特別徴収により納めていただくこととなります。

※定額減税の対象となる方の納める方法については、14、15ページを参照

(2) 法人市民税

納税義務者

- イ. 松山市に事務所又は事業所を有する法人…………… (均等割と法人税割)
- ロ. 松山市に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割)
- ハ. 松山市に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等 (収益事業を行うものを除く。) (均等割)

税 率

法人税割は国の税金である法人税額に次の税率を乗じて算出します。

- イ. 法人税割 ……法人税額の 8.4%
- ロ. 均等割

法人等の区分			税率（年額）
資 本 金 等 の 額	市内従業者数		
① 下記以外の法人等 公益法人等、人格のない社団等で収益事業を行うもの、 及び一般社団・財団（非営利型法人を除く）			6 万円
法 人	② 1 千万円以下	50 人以下	6 万円
		50 人 超	14 万 4 千円
	③ 1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	15 万 6 千円
		50 人 超	18 万円
	④ 1 億円超 10 億円以下	50 人以下	19 万 2 千円
		50 人 超	48 万円
	⑤ 10 億円超 50 億円以下	50 人以下	49 万 2 千円
		50 人 超	210 万円
⑥ 50 億円超	50 人以下	49 万 2 千円	
	50 人 超	360 万円	

※資本金等の額について

- ・ 資本金等の額とは、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は、同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

ただし、無償増資、無償減資等による欠損補填を行った場合は、調整後の金額

- ・ 課税標準の額

資本金等の額 > 資本金+資本準備金の合計額 の場合は、**資本金等の額が課税標準**

資本金等の額 < 資本金+資本準備金の合計額 の場合は、**資本金+資本準備金の合計額が課税標準**

申告と納期

均等割のみを課される公益法人等は、毎年 4 月 30 日まで、それ以外の法人は、その法人の事業年度終了後 2 ヶ月以内に申告し、同時に納めることになっています。(ただし、申告について税務署長から提出期限の延長の承認を受けた法人は、この限りではありません。)

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に課税されるものです。これらの資産の利用者が市の行政と密接な関係をもっていることに着目し、市の行政経費の一部を資産の所有者に負担していただくものです。

納税義務者

1月1日現在、松山市内にある土地、家屋、償却資産を持っている人

課税標準額

原則として、課税標準額は固定資産課税台帳に登録された評価額となります。しかし、住宅用地のように課税標準額の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。

※ 住宅用地に対する課税標準額の特例については 22・23 ページを、土地の税負担の調整措置については 24～27 ページを参照してください。

税 率1.4%

免税点

松山市に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が

土 地	30 万円	} 未満の場合は課税されません。
家 屋	20 万円	
償却資産	150 万円	

住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準額の特例措置が設けられています。

- 住宅用地には、次の二つがあります。
 - ① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
.....その土地の全部（ただし家屋の床面積の 10 倍まで）
 - ② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
.....その土地の面積（ただし家屋の床面積の 10 倍まで）に一定の率（次ページの表を参照して下さい。）を乗じて得た面積に相当する土地
- 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。

したがって、賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている土地、あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。

ただし、既存の家屋に替わる家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、住宅用地として取り扱うこととなります。

◆ 住宅用地範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専 用 住 宅	全部	1.0
ロ	ハ 以 外 の 併 用 住 宅	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
		2 分の 1 以上	1.0
ハ	地上 5 階以上の耐火建築物である 併用住宅	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
		2 分の 1 以上 4 分の 3 未満	0.75
		4 分の 3 以上	1.0

◆ 小規模住宅用地

- 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える場合は住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。
- 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の 6 分の 1 の額とする特例措置があります。

◆ 一般住宅用地

- 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300 ㎡の住宅用地（1 戸建住宅の敷地）であれば、200 ㎡分が小規模住宅用地で、残りの 100 ㎡分が一般住宅用地となります。
- 一般住宅用地の課税標準額については、価格の 3 分の 1 の額とする特例措置があります。

- 例……500 ㎡の住宅用地の上に 6 戸建のアパートがある場合、住宅 1 戸につき 200 ㎡のため、 $200 \text{ ㎡} \times 6 \text{ 戸} = 1,200 \text{ ㎡}$ まで小規模住宅用地となるので、この 500 ㎡の住宅用地はすべて小規模住宅用地となります。

◆ 空家の住宅用地

- 賦課期日において「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく除去等の勧告を受けた「特定空家等」の敷地の用に供する土地については、住宅用地特例の対象から除外することとされています。
- また、指導を受け勧告された「管理不全空家」（放置すれば特定空家になるおそれのある空家）の敷地の用に供する土地についても、住宅用地特例の対象から除外することとされています。

宅地の税負担の調整措置

平成 9 年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地については、負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、令和 2 年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる 60%から 70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至りましたが、近年の地価上昇により、令和 5 年度の負担水準は、据置ゾーン内にある土地の割合が低下し、再びばらついた状態となっています。

令和 6 年度評価替えに反映される令和 2 年から令和 5 年までの商業地の地価の状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が継続しています。

このため、令和 6 年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続することとされています。

なお、宅地の税負担の調整措置を図示すると、次ページの図のようになります。

「負担水準」とは…個々の宅地等の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

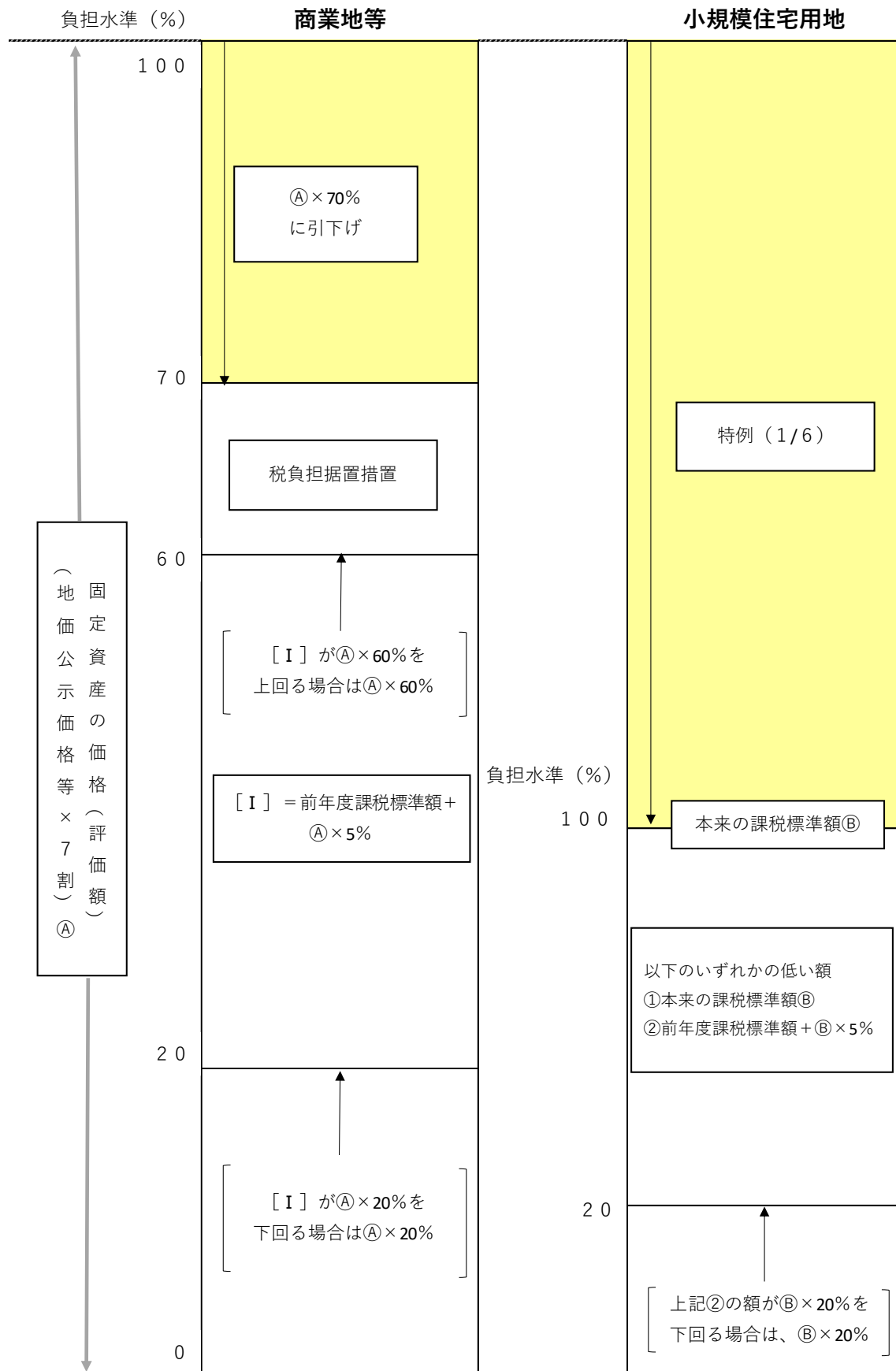
$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \left(\times \text{住宅用地特例率} \left(\frac{1}{3} \text{ 又は } \frac{1}{6} \right) \right) \times 100 (\%)}$$

※ 小規模住宅用地、一般住宅用地については、今年度の評価額に住宅用地の特例率
(小規模住宅用地… $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地… $\frac{1}{3}$) を乗じます。

【宅地等の税負担の調整措置による課税標準額】

令和 6 年度～令和 9 年度

令和 6 年度～令和 9 年度



① 税負担が下がる場合

商業地等で負担水準が 0.7 を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を 0.7 とした場合の課税標準額まで引き下げます。

〔課税標準額の計算は次のようになります。〕

課税標準額＝今年度の評価額×0.7

※「商業地等」とは、住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち評価がその土地と状況が類似している宅地の評価額に比準して決定される土地（「宅地比準土地」といいます。）のことをいいます。

住宅用地で負担水準が 1.0 を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を 1.0 とした場合の課税標準額まで下がります。

② 税負担が据え置きになる場合

○商業地等

負担水準が 0.6 以上 0.7 以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置きます。

○住宅用地

平成 26 年度より、住宅用地の据置特例は廃止となりました。

③ 税負担がなだらかに上昇する場合

①、②以外の宅地等については、平成 17 年度以前の固定資産税の課税標準額は、前年度課税標準額に個々の土地の負担水準に応じて定められた負担調整率を乗じていましたが、平成 18 年度税制改正により制度が簡素化され、原則、前年度課税標準額に今年度の評価額の 5%を加算する方法に改正されました。

○商業地等の負担調整措置

次のような負担水準の区分に応じて課税標準額が定められています。

負担水準	課税標準額
70%を超える商業地等	今年度の評価額の 70%の額。
60%以上 70%以下の商業地等	前年度課税標準額を据え置く。
60%未満の商業地等	前年度課税標準額に今年度の評価額の 5%を加えた額。ただし、当該額が今年度の評価額の 60%を上回る場合は、60%相当額。今年度の評価額の 20%を下回る場合は 20%相当額。

○住宅用地の負担調整措置

次のような負担水準の区分に応じて課税標準額が定められています。

負担水準	課税標準額
100%以上の住宅用地	今年度の評価額× $\left(\frac{1}{6} \text{ 又は } \frac{1}{3}\right)$
100%未満の住宅用地	前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率 $\left(\frac{1}{6} \text{ 又は } \frac{1}{3}\right)$ を乗じて得た額の 5%を加えた額。 ただし、当該額が特例適用後の今年度の評価額を上回る場合は、特例適用後の評価額。特定適用後の今年度の評価額の 20%を下回る場合は、その 20%相当額。

○農地の負担調整措置

農地については、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担の調整措置が適用されます。ただし、農地法第36条第1項の勧告があった遊休農地（勧告遊休農地）については、税負担の調整措置は適用されず一般農地の評価額を限界収益修正率(0.55)で割り戻した評価額が課税標準額となります。

負担水準	負担調整率
0.9～	1.025
0.8～0.9	1.05
0.7～0.8	1.075
～0.7	1.10

家屋評価のしくみ

◆ 新築家屋の評価

総務省が示す固定資産評価基準に基づき、家屋の構造の各部分にどのような資材をどれくらい使用しているかを調査・計算し、評価額を算定します。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}}$$

再 建 築 価 格……評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率……家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

◆ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は固定資産評価基準が定める再建築費評点補正率により、建築物価の変動分を考慮します。ただし、算定された評価額が前年度の価額を超える場合には、決定額は引き上げられることなく、原則として、前年度の価額に据え置かれます。

（なお、損壊等のある家屋については、これらを考慮して再評価されます。）

在来家屋の再建築価格は、以下の式によって求められます。

$$\boxed{\text{再建築価格}} = \boxed{\text{前基準年度の再建築価格}} \times \boxed{\text{再建築費評点補正率}}$$

新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税額が2分の1に減額されます。

新築された住宅に係る令和 6 年度の減額措置の適用関係は次のとおりです。

◆ 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

イ. 専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居住部分の割合が 2 分の 1 以上のものに限られます。)

ロ. 床面積要件・・・50 ㎡ (1 戸建以外の貸家住宅 (共同住宅を含む) にあつては 40 ㎡) 以上 280 ㎡以下

(注) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

◆ 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分 (居住部分) だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が 120 ㎡までのものはその部分が減額対象に、120 ㎡を超えるものは 120 ㎡分に相当する部分が減額対象になります。

◆ 長期優良住宅について

次の要件にあてはまる認定長期優良住宅を新築した場合、120 ㎡を限度として、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 5 年度分 (3 階建て以上の中高層耐火住宅等は 7 年度分) の固定資産税を 2 分の 1 減額します。(※新築住宅に対する減額措置と重複して減額を受けることはできません。)

- ① 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして行政庁の認定を受けて新築された住宅であること。
- ② 新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに申告したものであること。

◆ 減額される期間

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 一般住宅 (②③④以外) | 新築後 3 年度分 |
| ② 3 階建て以上の中高層耐火住宅等 (長期優良住宅を除く) | 新築後 5 年度分 |
| ③ 長期優良住宅 (3 階建て以上の中高層耐火住宅等を除く) | 新築後 5 年度分 |
| ④ 長期優良住宅 (3 階建以上の中高層耐火住宅等) | 新築後 7 年度分 |

【令和 5 年度に新築軽減の適用期間が終了した家屋】

区 分	住宅の建築年月日
① 一般住宅 (②③④以外)	令和 2 年 1 月 2 日 ~ 令和 3 年 1 月 1 日
② 3 階建て以上の中高層耐火住宅等 (長期優良住宅を除く)	平成 30 年 1 月 2 日 ~ 平成 31 年 1 月 1 日
③ 長期優良住宅 (3 階建て以上の中高層耐火住宅等を除く)	平成 30 年 1 月 2 日 ~ 平成 31 年 1 月 1 日
④ 長期優良住宅 (3 階建て以上の中高層耐火住宅等)	平成 28 年 1 月 2 日 ~ 平成 29 年 1 月 1 日

◆ 新築住宅の軽減例

令和 6 年度の評価額が 10,000,000 円、課税床面積が 150 m²の家屋（令和 5 年 10 月建築）の令和 6 年度分の固定資産税額

(1) 本来の税額 $10,000,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 140,000 \text{ 円}$

(2) 減額される税額 $10,000,000 \text{ 円} \times 1.4\% \times \frac{120\text{m}^2}{150\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 56,000 \text{ 円}$

（一戸当たり 120 m²相当分が適用）

(3) 令和 6 年度分の固定資産税額

$140,000 \text{ 円（本来の税額）} - 56,000 \text{ 円（軽減税額）} = 84,000 \text{ 円}$

耐震改修を行った「住宅」に対する減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅のうち、令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事が行われた住宅については、下記の要件を満たしていれば、工事が完了した日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税が **2 分の 1** 減額されます。

※特に重要な避難路として自治体が指定する道路（耐震改修法の改正により新たに措置）の沿道にある住宅の耐震改修は 2 年間 2 分の 1 に減額（平成 25 年度税制改正による）

◆ 減額措置の対象となる家屋

1. 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された下記表の（イ）～（ホ）のいずれかに該当する住宅であること

（イ）専用住宅	主に居住の用に供することを目的としている住宅
（ロ）貸家住宅	居住の用に供する目的で貸家としている住宅
（ハ）併用住宅	居住の用に供する部分の割合が 2 分の 1 以上の住宅 （例 1 階が店舗で 2 階が住居となっている家屋）
（ニ）共同住宅等	マンション、アパート、コーポ、寄宿舎など 2 戸（多数）以上の居住の用に供する住宅
（ホ）区分所有の住宅	分譲マンションなど

2. 耐震改修に要した費用の額が一戸あたり 50 万円を超えること

- 共同住宅は一棟全体、区分所有の住宅にあつては、全体の費用を区画ごとに按分した額が 50 万円を超えること。
- 増築、改築及びリフォームに要した費用については、この中に含まれません。

◆ 減額される範囲

住宅一戸あたり 120 m²に相当する部分（居住部分のみ）…… **2 分の 1 減額**

◆ 減額措置の見直し

平成 29 年度より、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告された場合には、改修工事が完了した翌年度の該当部分の税額が 3 分の 1 に減額されます。

◆ 申告に必要な書類

耐震改修工事完了後3ヶ月以内に下記の書類を添えて申告してください。

1. 耐震改修住宅に対する固定資産税減額申告書（資産税課のHPにあります）
2. 建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する耐震基準に適合した工事であることの証明書
3. 耐震改修に要した費用を証する領収書の写し
4. 耐震改修工事前後の建物平面図
5. 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、その認定通知書の写し

省エネ改修を行った「住宅」に対する減額措置

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）を行った場合、下記の要件を満たしていれば、工事の完了した日の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額されます。

◆ 減額措置の対象となる家屋

1. 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する下記表（イ）～（ハ）のいずれかに該当する住宅

（イ）専用住宅	主に居住の用に供することを目的としている住宅
（ロ）併用住宅	居住の用に供する部分の割合が 2 分の 1 以上の住宅 （例 1 階が店舗で 2 階が住居となっている家屋）
（ハ）区分所有の住宅	分譲マンションなど

2. 次の外気に接するものの工事で、補助金等を除く自己負担額が **60 万円を超える※**こと
※断熱改修工事に係る費用が 60 万円超

又は断熱改修工事にかかる費用が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて 60 万円超

- ① 窓の改修工事
- ② ①とあわせて行う床の断熱改修工事
- ③ ①とあわせて行う天井の断熱改修工事
- ④ ①とあわせて行う壁の断熱改修工事

①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

＊新築軽減及び耐震改修等に伴う減額措置（バリアフリー改修を除く）期間中の家屋については対象外となります。

3. 改修後の住宅の床面積が **50 ㎡以上であること**

◆ 減額される範囲

住宅一戸あたり 120㎡に相当する部分（居住部分のみ）…………… **3 分の 1 減額**
一戸について減額措置の適用は 1 回限り

◆ 減額措置の見直し

平成 29 年度から、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告された場合には、改修工事が完了した翌年度の該当部分の税額が 3 分の 1 に減額され

ます。

◆ 申告に必要な書類

改修工事完了後 3ヶ月以内 に下記の書類を添えて申告してください。

1. 改修工事に係る固定資産税減額申告書（資産税課のHPにあります）
2. 建築士、指定検査確認機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する省エネ基準に適合することを証する証明書
3. 省エネ改修に要した費用を証する領収書の写し
4. 省エネ改修をおこなった建物の平面図
5. 省エネ改修後の写真
6. 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、その認定通知書の写し

バリアフリー改修を行った「住宅」に対する減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅で、令和8年3月31日までの間に、高齢者等居住住宅の改修工事（バリアフリー改修工事）を行った場合、下記の要件を満たしていれば、工事が完了した日の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。

◆ 減額措置の対象となる家屋

1. 新築された日から10年以上を経過した下記の表の（イ）～（ニ）のいずれかに該当する住宅

（イ）専用住宅	主に居住の用に供することを目的としている住宅
（ロ）併用住宅	居住の用に供する部分の割合が2分の1以上の住宅 （例 1階が店舗で2階が住居となっている家屋）
（ハ）区分所有の住宅	分譲マンションなど
（ニ）貸家住宅	居住の用に供する目的で貸家としている住宅。ただし、所有者自らが居住する部分に限ります。

2. 次のいずれかの人が、改修された家屋に居住していること

- ① 65歳以上の人（工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日の時点）
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている人
- ③ 障がい者

3. 次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えること

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 廊下の拡幅 | ⑤ 手すりの取付け |
| ② 階段の勾配の緩和 | ⑥ 床の段差の解消 |
| ③ 浴室の改良 | ⑦ 引き戸・折り戸等への取替え又は改良 |
| ④ 便所の改良 | ⑧ 床表面の滑り止め工事 |

（国土交通大臣告示に基づく）

4. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

◆ 減額される範囲

住宅一戸あたり 100 ㎡に相当する部分（居住部分のみ）……… 3 分の 1 減額
一戸について減額措置の適用は 1 回限り

◆ 申告に必要な書類

改修工事完了後 3 ヶ月以内に下記の書類を添えて申告してください。

1. 改修工事に係る固定資産税減額申告書（資産税課のHPにあります）
2. 納税義務者の住民票の写し（住民票が本市にある場合は不要）
3. 対象者により下記のいずれかの書類が必要です。
 - ・ 65 歳以上の人が居住していることが確認できる住民票の写し
 - ・ 要介護認定、要支援認定を受けていることが確認できる保険証の写し
 - ・ 障がい者であることを示す各種手帳の写し
4. 工事内容、金額を示す工事明細書、写真及び領収書の写し

償却資産

◆ 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方などが、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

◆ 償却資産の申告

償却資産については、1 月 1 日現在の資産の状況について、1 月 31 日（法定申告期限）までに資産税課へ申告していただくことになっています。

◆ 償却資産の主なもの

1. 構築物
賃借人（テナント）が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備や、舗装路面、庭園、門、塀、看板等
2. 機械及び装置
各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、各種医療機器等
3. 船舶
客船、貨物船、ボート等
4. 航空機
飛行機、ヘリコプター等
5. 車両及び運搬具
大型特殊自動車、鉄軌道用の車両等
6. 工具・器具及び備品
ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房機、パソコン等

◆ 償却資産の評価額・税額の計算方法

- （1）評価額の計算方法

償却資産の一品ごとの取得時期・取得価額・耐用年数をもとに、評価額（決定価格）を計算します。

初年度評価額（前年中に取得した資産）	当年度評価額（前年前に取得した資産）
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$	$\text{初年度評価額} \times (1 - \text{減価率})^{n-1}$

※n＝償却資産を取得した年から起算して本年度分の固定資産税の賦課期日までの経過年数

※評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。

耐用年数に応ずる減価率表（評価基準別表第15）

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2年	0.684	7年	0.280	12年	0.175	17年	0.127
3年	0.536	8年	0.250	13年	0.162	18年	0.120
4年	0.438	9年	0.226	14年	0.152	19年	0.114
5年	0.369	10年	0.206	15年	0.142	20年	0.109
6年	0.319	11年	0.189	16年	0.134	25年	0.088

※国税の税制改正による減価率（新定率法）は、償却資産には適用されません。

（2）税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100 円未満切り捨て)}}$$

※課税標準額とは、資産の評価額（決定価格）の合計のことで、課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

固定資産税の納期

納税は納税通知書により税額を年4回に分けて、4月、7月、9月、12月の各月に納めることになっています。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和6年度は4月1日から4月30日までの間、資産税課において、所在・地番（家屋番号）・地目（種類・構造）・地積（床面積）・価格を登録した縦覧帳簿を縦覧します。

軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車等を所有しているという事実に見出し課する財産税的な性格と道路の維持管理費用の負担金的な性格を併せ持つ税金です。

納税義務者

環境性能割・・・軽自動車（新車、中古車を問わず）を取得した時に課税されます。

種別割・・・・・・4月1日現在、松山市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車を持っている方、もしくは使用（所有権留保付割賦販売の場合）している方に課税されます。

税率(額)

環境性能割（令和6年1月1日～令和7年3月31日）

燃費性能等			税率	
			自家用	営業用
乗用車	電気自動車等		非課税	非課税
	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 (★★★★)または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★)のガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	令和12年度燃費基準 80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準 70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準 60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2%	1%
		令和2年度燃費基準達成		
	上記以外		2%	2%
貨物車	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 (★★★★)または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★)のガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	令和4年度燃費基準 +5%達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準 達成	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
	上記以外		2%	2%

種別割

区分		分類	税額		
原動機付自転車	一 種 (特定小型原付を含む)	50 c c 以下	2,000		
		ミニカー	3,700		
	二種乙	90 c c 以下	2,000		
	二種甲	125 c c 以下	2,400		
小型特殊自動車	農耕作業用(刈取脱穀作業用自動車含)		最高速度35 k m / h 未満		
	特殊作業用		最高速度15 k m / h 以下		
軽 二 輪		250 c c 以下	3,600		
小 型 自 動 二 輪		250 c c を超えるもの	6,000		
もっぱら雪上を走行するもの			3,600		
軽 三 輪			3,100※1	3,900※2	4,600※3
軽四輪	乗用	営業用	5,500※1	6,900※2	8,200※3
		自家用	7,200※1	10,800※2	12,900※3
	貨物	営業用	3,000※1	3,800※2	4,500※3
		自家用	4,000※1	5,000※2	6,000※3
	660 c c 以下				

※1 平成 27 年 3 月 31 日以前に新規登録された車両の税額

※2 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録された車両の税額

※3 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 13 年を経過した車両の税額

【軽自動車税（種別割）のグリーン化特例】

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日に新規登録された四輪車等の軽自動車は、令和 6 年度分の軽自動車税について以下のように税額が軽減されます。

<対象自動車と軽減率>

対象車				内容
四輪車等	乗用	営業用 自家用	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち平成 30 年排ガス基準達成車又は令和 21 年排ガス基準 10%低減達成車	(イ)概ね 75%軽減
		営業用のみ	令和 2 年度燃費基準達成車かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車※	(ロ)概ね 50%軽減
		営業用のみ	令和 2 年度燃費基準達成車かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車※	(ハ)概ね 25%軽減
	貨物	営業用 自家用	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち平成 30 年排ガス基準達成車又は令和 21 年排ガス基準 10%低減達成車	(イ)概ね 75%軽減

※ガソリン車・ハイブリッド車で平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

<軽減率と税額>

車種				税額（年）			
				基準税額	(イ)概ね 75% 軽減	(ロ)概ね 50% 軽減	(ハ)概ね 25% 軽減
四輪車等	軽三輪			3,900 円	1,000 円	※2,000 円	※3,000 円
	軽四輪	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	10,800 円	2,700 円	—	—
		貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	—	—
			自家用	5,000 円	1,300 円	—	—

※乗用営業用のみ対象となります。

申告の方法と申告先

環境性能割・・・軽自動車を購入した時。（詳しくは販売店にお問い合わせ下さい。）

種別割・・・・・・原動機付自転車、小型特殊自動車を持たれた方やこれらの車両を持っていて住所を変更された方は 15 日以内に、また、車両を他の人に譲ったり廃車した方は、30 日以内に市役所市民税課（電話 948 - 6302）まで申告してください。

軽自動車のうち二輪のもの及び二輪の小型自動車については、四国運輸局愛媛運輸支局（松山市森松町 1070 番地・電話 050 - 5540 - 2076）で、また、軽自動車のうち三輪のもの及び四輪のものについては、軽自動車検査協会愛媛事務所（松山市南高井町 1814 番地の 2・電話 050-3816-3124）でこれらの申告を受け付けます。

納 期

環境性能割・・・軽自動車の登録時に申告納付して下さい。

種別割・・・・・・納期月は毎年 5 月末日となっています。

○軽自動車（自動二輪）の車検について

継続検査の対象となる自動二輪をお持ちの方は、車検申請の際に軽自動車税納税証明書の提示が必要です。納税通知書兼領収証書、又は口座振替済通知書に添付されている「車検用納税証明書」を大切に保管し、継続検査の際に提示して下さい。

※詳しくは P46 を参照

市たばこ税

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

課税標準

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、松山市内のたばこ小売店及び直接消費者に売り渡した本数

税 率

1,000 本につき 6,552 円

納める方法

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者は、毎月の税額を翌月末日までに申告し、その申告した税額を納付します。

鉱 産 税

納税義務者

松山市内で鉱物を掘採した人（鉱業者）

課税標準

鉱物の販売価格

税 率

1%（鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 0.7%）

納める方法

毎月の課税標準額、税額等を記載した申告書を翌月 15 日から同月末日までに申告し、納付します。

※ 現在、松山市では鉱業者がいないため、鉱産税の収入はありません。

特別土地保有税

※ 平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行いません。

納税義務者

- イ. 松山市内において保有分… 毎年 1 月 1 日現在において、5,000 ㎡以上の土地（非住宅用地等）を所有している方。（保有期間が 10 年を超えるものを除く）
- ロ. 取得分 …………… 毎年 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年以内に、5,000 ㎡以上の土地（非住宅用地等）を取得した方。

課税標準額

- イ. 保有分 …………… 1 月 1 日において所有する土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い額の合計額。
- ロ. 取得分 …………… 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の取得価額の合計額。

税 率

- イ. 保有分 …………… 1.4%（ただし、算出税額から固定資産税相当額が控除されます。）
- ロ. 取得分 …………… 3%（ただし、算出税額から不動産取得税相当額が控除されます。）

納める方法

- イ. 保有分 …………… その年の 5 月 31 日までに、課税標準額等を記載した申告書を提出し、納付していただきます。
- ロ. 取得分 …………… 1 月 1 日または 7 月 1 日前 1 年以内に 5,000 ㎡以上の土地を取得した方は、その年の 2 月末日又は 8 月 31 日までにそれぞれ申告し、納付していただきます。

入 湯 税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用を松山市内の鉱泉浴場に入湯される方に負担していただくものです。

納税義務者

松山市の鉱泉浴場に入湯される客

税 率

入湯客 1 人 1 日につき 150 円

課税免除

- イ．年齢 12 歳未満の方
- ロ．共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
- ハ．修学旅行の学生、生徒及び満 12 歳以上の児童

納める方法

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯する客から料金と一緒に税金を徴収して翌月 15 日までに申告し、申告した税額を納入していただきます。

事業所税

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために創設された目的税です。(松山市は昭和 51 年 10 月 1 日から適用)

市内の事業所等において、法人又は個人の行う事業に対し、資産割額及び従業者割額の合算額によって課税されます。

納税義務者等

市内の事業所等の延床面積 1,000 m²超、又は従業者数 100 人超の規模で事業を行う法人若しくは個人（※事業所等は、自己所有に属するものであるか否かを問いません）

課税標準等

資 産 割 …………… 課税標準の算定期間の末日現在における事業所等の延床面積

従業者割 …………… 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額

【課税標準の算定期間】

法 人 …………… 事業年度

個 人 …………… 1 月 1 日～12 月 31 日

税 率

資 産 割 …………… 1 m²につき 600 円

従業者割 …………… 従業者給与総額の 0.25%

納める方法

納税者自ら税額等の計算を行い、納付期限までに申告書を提出するとともに、市の指定金融機関へ納付します。

法人の申告納付期限 …… 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内

個人の申告納付期限 …… 翌年の 3 月 15 日まで

申告義務

課税対象外であっても、次の①～③のいずれかに該当する場合には申告が必要です。

免税点以下申告 …………… ①前事業年度において納付すべき事業所税額があった場合

②事業所等の延床面積が 800 m²を超える場合

③従業者数が 80 人を超える場合

事業所等新設廃止申告 …… 市内に事業所等の新設又は廃止した場合

事業所用家屋の貸付申告 …… 貸ビル等の全部又は一部を他者に貸し付けている場合

4. 令和6年度 市税の納期一覧表

月 別 税 目			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市 民 税	個人	普通徴収			1期		2期		3期			4期			
		特別徴収	公的年金	年金支給月の翌月10日まで											
			一般給与	翌月10日まで											
			退職手当等	支払った月の翌月の10日まで											
	法人等	均等割のみ	全												
		均等割と法人税割分	事業年度終了の日から2ヶ月以内												
	固定資産税		1期			2期		3期			4期				
軽自動車税(種別割)			全												
市たばこ税		毎月翌月末日													
入湯税		毎月翌月15日まで													
事業所税		個人…3月15日まで 法人…事業年度終了の日から2ヶ月以内													

(注) 個人の県民税・森林環境税は個人の市民税とあわせて納めます。

○市税を納めるところ

納 付 場 所	松山市役所納税課（本館 2 階）、各支所、各市民サービスセンターの窓口	
	銀行	伊予・愛媛・阿波・香川・高知・四国・徳島大正・百十四・広島・山口・ゆうちょ（又は郵便局）
	金庫	愛媛信用・四国労働
	農協等	松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信用漁業協同組合連合会
	コンビニ （注釈 1）	MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア 100

※上記納付場所の名称は、合併・統廃合等により変更となる場合があります。

※市民サービスセンターは、土曜・日曜・祝日（店舗が臨時休業のとき、また、12月29日～1月3日及びシステム保守点検等の日は除く）でも納付できます。ただし、市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）のみの取り扱いで、納期限内の納付書、口座振替不納通知書、催告書（ゆうちょ銀行（又は郵便局）専用の納付書は除く）をご持参の方に限ります。

- ・コンビニ用納付書は市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）が対象です。
- ・コンビニでも使用できる納付書は、バーコードが印字されています。
- ・下記の納付書の場合、コンビニエンスストアでは、納付できません。
 - （1）1 件あたりの金額が 30 万円を超える納付書
 - （2）バーコードの印字がない納付書
 - （3）金額や氏名の訂正、汚したり、折り曲げたりしてバーコードの読取ができない納付書
 - （4）コンビニ取扱期限を過ぎた納付書

○スマートフォンアプリでの納付

納付書に印字しているバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取ることで、いつでもどこでも納付することができます。

【対象税目】 ・市県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・軽自動車税（種別割）

【対象アプリ】 Pay B、Pay Pay、LINE Pay、支払秘書、J-Coin Pay、d 払い、au PAY

※対象アプリは追加や変更される場合があります

■納付時の注意点（主なもの）

- ・領収証書は発行されません。
- ・納付した市税は、松山市で納付確認ができるまで、2～3 週間程度を要します。
- ・スマートフォン決済した際の表示はすべて「松山市（市税）」になります。
- ・納付後の取り消し・変更はできません。
- ・重複納付（スマートフォン決済と他の納付）にご注意ください。
- ・決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担です。

○地方税共通納税システム

令和5年4月1日より、地方税共通納税システムから納付することができます。

e1-QR（QRコード）が記載されている納付書を利用します。

【対象税目】 ・固定資産税 ・軽自動車税（種別割）

【利用方法】 以下の3つの納付方法から選択が可能です。

①地方税お支払いサイトから納付

「地方税お支払いサイト」からe1-QR（QRコード）等を読み込むことにより納付する方法。
クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）等

②e1-QRコードに対応している金融機関で納付

e1-QRコードに対応している金融機関の窓口で納付する方法。

※金融機関は変更する場合があるので、納付する際には必ず最新情報をご確認ください。

③スマートフォン決済アプリによる納付

e1-QR（QRコード）に対応しているスマートフォン決済アプリで納付する方法。

※アプリは変更する場合があるので、納付する際には必ず最新情報をご確認ください。

■納付時の注意点（主なもの）

- ・領収証書は発行されません。
- ・納付後の取り消し・変更はできません。
- ・納期限を過ぎた場合は使用できません。
- ・クレジットカードで納付する場合は、別途手数料が必要となります。
- ・口座振替（ダイレクト方式）で納付する場合は、口座情報の事前登録などが必要です。

5. 市税を納める方に

●納期内の自主納税にご協力を

市税は、納税者のみなさんが松山市の指定した納付場所へ納めていただくことになっています。従来の徴収方法は、納期限が過ぎ、督促状、催告書を出してもなお納付されない方のところへは、職員が個別に訪問して徴収していましたが、訪問して徴収することはまじめに納期内に納税された方、あるいは、給料から天引きされて納付された人との間に不公平を生じるとともに、多くの経費と時間を要します。こうした不公平をなくし、税において公平な社会を保つため、納税本来の姿であります納期内の自主納税をお願いしています。

●口座振替制度

下記の金融機関の全国の本・支店等、又は全国のゆうちょ銀行（又は郵便局）に預（貯）金口座を設けておられる納税者の方は、その通帳から市税を口座振替することができます。

なお、口座振替できる市税は、市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）が対象です。申し込み手続きは、納税課、各支所又は市内の金融機関、ゆうちょ銀行（又は郵便局）に備えてある用紙で申し込みます。

■口座振替済通知書は、市県民税（普通徴収）と固定資産税は令和3年度振替分で、
軽自動車税（種別割）は令和4年度振替分で送付を終了しました。

《口座振替取扱金融機関等》

銀行	伊予・愛媛・阿波・香川・高知・四国・徳島大正・広島 ・百十四・みずほ・山口・ゆうちょ銀行（又は郵便局）
金庫	愛媛信用・四国労働
農協等	松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信用漁業協同組合連合会

●災害など特別な事情のため市税の納付が困難なとき

納税の猶予制度

【徴収猶予】

災害、病気、事業の休廃止などの理由で市税を一時に納付することが困難な場合には、申請によって1年以内の期間に限り、徴収の猶予（分割納付）が認められる場合があります。

【申請による換価（売却）の猶予】

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当するときは、申請（申請期間：猶予を受けようとする市税の納期限から6箇月以内）によって1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予（分割納付）が認められる場合があります。

※猶予を受ける場合には、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供していただく必要があります。必要書類や、制度の詳細については納税課までお問い合わせください。

市税の減免

災害を受けたり、生活保護を受けたときなどは、事情によって市税の減免を受けることができますから、市民税課・資産税課で手続きをしてください。

●市税についての不服申立て

法律又は条例に反した課税や不当な処分に対して不服のある方は、その処分があったことを知った日の翌日（納税通知書を受け取った日の翌日）から起算して 3 箇月以内に文書をもって審査請求ができます。

●納税が遅れると不利

延滞金

納期限を過ぎると、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、税額に次の割合を乗じて得た額の延滞金が加算されます。

期 間	納期限の翌日から 1か月までの期間（年率）	納期限の翌日から 1か月を経過した日から 納付までの期間（年率）
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から	2.4%	8.7%

※税額が 2,000 円未満の場合、延滞金はありません。

※税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。

※算出した延滞金が 1,000 円未満の場合、延滞金はありません。

※算出した延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

6. 市税に関する証明、閲覧

市税の課税、評価、納税の各証明の交付や固定資産税の課税台帳の閲覧等をされたい方は、関係窓口へ請求して下さい。

証明や閲覧を請求できる方

個人の秘密事項にかかわりますので、請求できるのは次の方に限られます。

- ① 本人（同一世帯（松山市内在住で住民票）の親族、相続人、納税管理人などを含む。）
 - ② 本人の自署又は記名押印がある委任状、代理権授与通知書などを持参された人
 - ③ 法人の場合は、法人印が押印された委任状、代理権授与通知書などを持参された人
- なお、法人の代表者からの請求の場合は、商業登記簿または印鑑証明書（いずれも原本、交付から3か月以内）で代表者の確認ができれば、委任状・押印は不要です。

※ 相続人については、相続関係が確認できる戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本、又は法定相続情報一覧図の持参が必要な場合があります。

本人確認書類

本人になりすました各種証明書・閲覧の不正な請求を防ぐため、窓口に来られる方の本人確認を書類等でさせていただきます。

申請されるときは、**マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（顔写真付）、運転免許証、日本国旅券（パスポート）、その他官公署が発行した免許証**などのような本人確認書類をご持参ください。

※ 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）、閲覧（地番図、土地・家屋登記事項）の際は、印鑑や本人確認書類は不要です。

証明・閲覧の種類、内容、窓口及び手数料

種類	内容	窓口	手数料
市県民税課税（所得）・ 非課税証明	所得額・税額の証明、非課税の証明 ※最新年度のみコンビニ交付が利用できます。	○納税課 （本館2階4番窓口）	1通につき 300円
納税証明	納税状況についての証明 ※法人市市民税については、納税課（本館2階4番窓口）・興居島支所・中島支所のみ	○総合窓口センター （本館1階）	1通につき 300円
継続検査用 納税証明	軽自動車税（種別割）に未納がないことの証明（車検用）	○各支所 ※1 ○市民サービスセンター フジグラン松山別棟2階 いよてつ高島屋南館2階	無料
固定資産課税台帳 記載事項証明	固定資産の評価額、税額相当額等に関する証明		1通につき 300円
完納証明	市税に滞納がないことの証明 ※松山市の各課が要綱等で添付を義務付けている各種申請等に使用目的を限定した専用の証明書です。	○納税課 （本館2階4番窓口） ○各支所 ※1 （支所での法人の証明は 興居島支所・中島支所のみ）	1通につき 300円
住宅用家屋証明	中古住宅を取得した個人が、不動産所有権移転登記に際し、登録免許税の軽減措置を受けるための証明		1件につき 1,300円
固定資産証明 （無資産証明）	固定資産課税台帳（土地・家屋）に登録されていないことの証明	○資産税課 （本館2階5番窓口）	1通につき 300円
閲覧	固定資産課税台帳、地番図、登記事項、固定資産税路線価図の閲覧 ※固定資産税路線価図の閲覧は無料		1種類1回につき 300円

※1 支所 [堀江・潮見・久枝・和気・三津浜・味生・桑原・道後・生石・垣生・興居島・余土・湯山・伊台・五明・久米・浮穴・小野・石井・久谷・出口出張所・北条・中島]

7. 窓口案内

事務の内容	担当課	電話番号
個人市民税に関すること (個人市民税の申告、賦課に関すること)	市民税課	948-6290 ～ 948-6298
軽自動車税(種別割)・市たばこ税・入湯税に関すること ※軽自動車税環境性能割については中予地方局課税課(運輸支局在中) 957-6621までお問い合わせ下さい。		948-6302 948-6303
法人市民税、事業所税に関すること [法人市民税の申告・設立(設置)届け、解散届け、 賦課に関すること、事業所税の申告・賦課に関すること]		948-6301 948-6304
特別徴収に関すること		948-6266
固定資産税の台帳の閲覧等に関すること	資産税課	948-6311
土地の評価・課税に関すること		948-6313 ～ 948-6315
家屋の評価・課税に関すること		948-6319 ～ 948-6323
償却資産の申告・課税に関すること		948-6309 948-6310
納税貯蓄組合に関すること	納税課	948-6267
口座振替に関すること		948-6270
市税納付金の照合及び過誤納金の還付充当に関すること		948-6835
税の徴収に関すること		948-6268 948-6277 948-6284
差押・公売に関すること		948-6273
市税に関する証明の発行に関すること		948-6299

令和 6 年度 市税のしおり

編集・発行 松山市理財部納税課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2 (本館 2 階)